

六本松を中心とした  
地域情報誌  
毎月25日ぐらいに発行  
＜編集・発行＞  
㈱ジャパン・スマイルか  
TEL 761-8800  
FAX 752-2620



～誰とでも！ お一人でも！ お気軽に！！～

今月ご紹介するのは、六本松1丁目『Ma・n・ma (ま・ん・ま)』。平成25年11月30日オープン。店主は古川まゆ美さん、ご出身は六本松1丁目、この地。以前は建築関係の仕事をしていたようですが、還暦を過ぎて「まだ十分に働ける！」という思いから、大好きな料理を生かして働けるこの店を始めたのだそうです。



◎店名の「Ma・n・ma」とは・・・

小さい子どもが食事のことを「まんま」と言います。また、お母さんのことを「マンマ」とも呼びますが、私が一番大事にしたいのは、農薬を使わず作られたお米や野菜、そして添加物の無いもので作ったものを自然の「まんま」安心・安全に食べてもらいたいのです。

◎いつも店の前にある「パラソル」が気になっていました。

この建物が私の実家なので建物に支障が無いよう、そして皆さんに気付いてもらえるように、オレンジ色のパラソルと緑色のイスを置いています。

◎お客様はどんな方ですか？

通りすがりの方、サラリーマン、またこの近所にお住まいの方など様々です。高齢の方など日に一度、家から出て来ていただけるのは嬉しいことです。

◎夜はお酒もあるとお聞きしましたが・・・

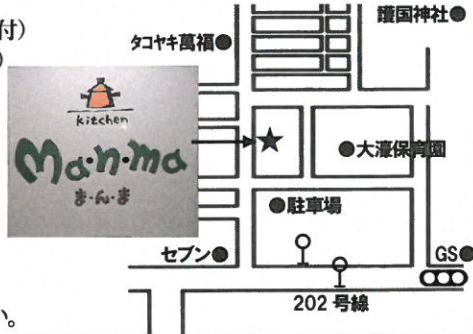
お酒の種類は多くありません。私がお勧めするお酒を置いています。

◎お店を開いて気付いたことを教えてください。

「楽しい！」です。お客様が来てくださるのが嬉しい。私が作ったものを「おいしい」と言って食べていただけるのが嬉しい。お話しするのが楽しい。たくさんの人と会えるのが楽しい。それと別の楽しみは、実家が店なので懐かしい幼なじみに会えることです。

人の根本にある「ニッコリする顔」が見たい！見られる今が幸せ。  
お母さんが家族に作るような料理を愛情込めて作ってお待ちしています。

- 料金 (昼)・ランチ 800円 (サラダ+汁物付)  
(夜)・定食 800円 (ランチと同じ)  
・一品もの 300円～  
・焼酎 400円～  
・日本酒 600円～



◆Ma・n・ma (ま・ん・ま)◆

場 所：福岡市中央区六本松1丁目2-17  
営業時間：11:30～14:30 18:00～22:00  
定休日：土・日・祝日  
※電話は置いていません。いつでもお越し下さい。

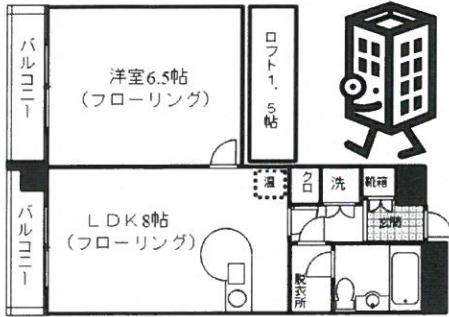
☆ ★ 8月の催し ☆ ☆

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
7/19 (土) ~ 8/17 (日)	夏休み特別企画展 「にっぽん宇宙ロケット展」 にっぽんのロケット、ここがスゴイ!! ギモンに答えるパネルや展示で ナルホドがいっぱい! 楽しいクラフトコーナーも 待っています♪	有料あり	少年科学文化会館	771-8861
会場：少年科学文化会館 1階学習室 日時：7月19日(土)～8月17日(日) 9:00～17:00 ※7月31日(木)をのぞく 対象：幼児(保護者同伴必要)、小・中学生 ※入場無料				
8/17 (日)	「てづくり教室」 ☆むくむくおぼけ ☆パクパク人形 ☆ヨーヨーとコマ(セットです) ☆ゆるゆるスネーク ☆まわるまわる ☆すいかパズル ☆光るわんどのかざり ☆スライム ☆フラ板キーホルダー ☆でこっちゃお!		少年科学文化会館 3階の教室など	
対 象：幼児(保護者同伴必要)、小・中学生 時 間：13:00～16:00 ※受付は13:00～15:30 [3階で] 定 員：各々有り(4～100名程度) 材 料 費：各々必要(50～300円程度) 参加方法：当日自由参加。 先着順(数に限りあり)、材料費が必要。 ※内容等は予定であり、変わることがあります。 品切れになることもありますのでご了承ください。				
8/22 (金)	「アトリエ子どもの部屋」 時 間：10:00～11:30 講 師：高尾 千春さん 対 象：年少以上 材料費：100円 持ち物：水筒・着替え・ソックス 定 員：15名	材料費 100円	草ヶ江公民館	741-7998
8/29 (金)	「子どもおかしの会」 時 間：10:00～13:00 講 師：高尾 純子さん 対 象：何年生でも (2年生以下は大人と一緒に) 材料費：300円 持ち物：エフロン・三角巾 締切り：8月25日(火) 定員24名	材料費 300円	草ヶ江公民館	741-7998
8/30 (土)	「親子で木工に挑戦！」 時 間：10:00～13:00 持ち物：汚れてもいい服・水筒 (使い慣れた)かなづち 材料費：500円 (フォトフレームか本立てどれ を作るか申込んでください。) 定 員：30名(要予約) 対 象：小学生(5年生以上は子ども だけでも)	材料費 500円	草ヶ江公民館	741-7998

分譲賃貸マンション

ロマネスク六本松第3-6F

- ◆間取り.....1SLDK (31.8㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....63,000円
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩3分

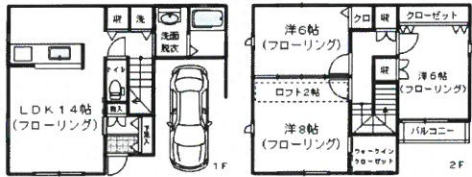


簡易事務所使用相談！  
TVモニター付オートロックで安心！

貸家

梅光園2丁目貸家

- ◆間取り.....3LDK (90.25㎡)
- ◆所在地.....中央区梅光園2丁目
- ◆賃料.....130,000円
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩7分

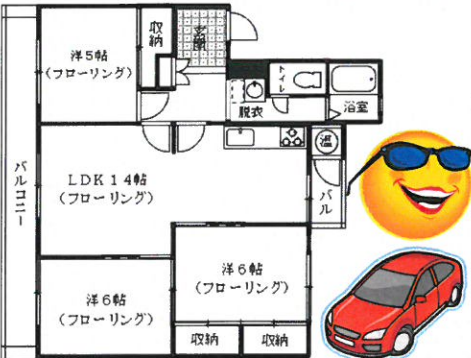


駐車場1台無料！平成21年築！  
笹丘小・友泉中学校区！  
オールフローリング！うれしいロフト&  
ウォークインクローゼットあります！

分譲賃貸マンション

輝国住宅1号棟 5F

- ◆間取り.....3LDK (65.68㎡)
- ◆所在地.....中央区輝国2丁目
- ◆賃料.....70,000円
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩12分

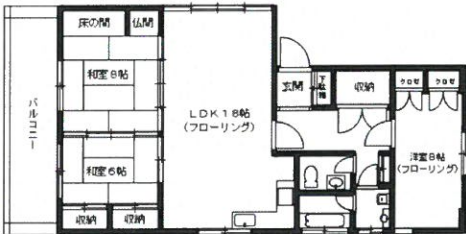


敷地内駐車場1台無料！南向き！

賃貸マンション

ガーデンプレイス友泉 3F

- ◆間取り.....3LDK (91.68㎡)
- ◆所在地.....城南区友泉亭
- ◆賃料.....85,000円
- ◆共益費.....3,000円
- ◆交通.....西鉄バス友泉中学校前徒歩2分



ワンフロア1戸！  
長尾小・友泉中学校区！  
うれしい4面採光！  
広々91㎡の3LDK！

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H26/8月末 媒介

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(9)8407号  
地域密着型不動産業ジャパンでスマイル！

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com



～ 保険と税金 ～

生命保険金の受け取りも課税遺産の総額に加えなければいけません、その金額は受け取り保険金額より法定相続人数×500万円を差し引いた金額となります。

死亡一時金を受け取る場合

被保険者の死亡時は保険金給付額が多額になります。保険の掛け方によって税額が1,000万円超になったり0円になったりします。この場合に死亡した被保険者と掛け金負担者が同一人物の場合は相続税(説例1)。死亡した被保険者に対し保険金負担者及び受取人が同一人物である場合は所得税の一時所得(説例2)。最も税額が多いのが贈与とされる(説例3)の場合です。被保険者でも保険料負担者でもない人が受け取った場合は死亡を原因とした給付であっても相続税とはならず、妻から長男への贈与と見られるからです。説例による具体例で税額を計算してみます。説例1) 夫が死亡し、死亡一時金1億円が妻に支払われた。保険金の掛け金の負担者は夫。法律上の相続人は妻と子ども二人、保険金以外の相続財産は無い。保険金の受取人は妻。

[相続税の計算]

正味財産→1億円

生命保険の非課税限度額→500万円×3(法定相続人の数)=1,500万円

基礎控除額→3,000万円+{600万円×3(法定相続人の数)}=4,800万円

課税対象額→1億円-1,500万円-4,800万円=3,700万円

配偶者の税の軽減→説例1)では妻が100%相続しているので全額が配偶者の軽減の対象額となる。正味財産が1億6,000万円までは相続税の対象とはならない。相続財産が保険金以外に無かった場合には、納税額は0で良い。ただし、確定申告の期限内提出は必要であることに注意。



説例2) 夫が死亡し、死亡一時金1億円が妻に支払われた。保険金の掛け金総額の3,500,000円は妻が負担。

[一時所得] →妻が保険料を負担し、妻が保険金を受け取った為

{100,000,000-3,500,000-500,000(特別控除)}×1/2=48,000,000

48,000,000-380,000(基礎・配偶者控除)=47,620,000

47,620,000×40%(税率)=19,048,000(税額)



説例3) 夫が死亡し、死亡一時金1億円は長男に支払われた。保険金の掛け金総額の3,500,000円は妻が負担。

[贈与税] →保険料の負担者が夫でも長男でもない。受取人の長男は妻から1億円の贈与を受けたと認定される。

{100,000,000-1,100,000(基礎控除)}×50%-2,250,000=47,200,000(税額)

説例4) 被保険者は妻ですが、保険金負担者である夫が死亡した為、解約一時金3,500,000円を貰うよりも、その後500,000円相当額の保険料を掛ければ満期返戻金5,000,000円が貰えるので掛け続けることにした場合、解約一時金相当額の3,500,000円が贈与税の対象となります。

[贈与税] →保険料の負担者が夫であるため、保険料の権利移転は解約一時金で計算されます。

{3,500,000-1,100,000(基礎控除)}×15%-100,000=260,000(税額)

結論：税金は誰が保険料を負担したか？給付原因は満期返戻金か死亡一時金か？受取人は誰か？で大きく変わります。給付が行われる前に調整しておきましょう。

100万円を超える給付金については生命保険会社等から税務署に対し支払調書が提出されています。相続税では資産の種類によって課税標準額が変わることがあります。また、退職金や死亡一時金など給付原因によって課税標準額が変わります。1億円の保険金を受け取っても相続税の対象である(説例1)では税額は0円、ところが(説例3)では相続でなく母から長男への贈与とされ、その税額は47,200,000円になります。事前の対策が必要です。結論を出す前に専門家に相談することをお奨めします。

賃貸物件・売買物件募集！！